

知名町告示第 13 号

知名町空き家等情報登録事業「空き家バンク」に関する要綱を次のように定めた。

平成26年3月13日

知名町長 平安 正盛

知名町空き家等情報登録事業「空き家バンク」に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に所在する空き家等の把握を行い、本町における定住促進及び地域の活性化を推進するため空き家等情報登録事業「空き家バンク」(以下「事業」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 町内に存在する空き家、空き地、空き店舗及び空き事業所をいう。
- (2) 所有者等 当該空き家等に係る所有権又は賃貸若しくは売却を行うことができる権利を有するもの(管理を委託されているもの)をいう。
- (3) 利用希望者 当事業で登録された空き家等情報の利用を希望する者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、当事業以外による空き家等の取引を規制するものではないものとする。

- 2 本事業は、空き家等の修繕及び改築並びに土地の造成を行うものではない。
- 3 町長は、空き家等に関する交渉、賃貸借契約及び売買契約については、直接これに関与しない。
- 4 掲載されている情報内容、契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

5 本事業は、町内在住者も活用できるものとする。

(空き家等の登録申込み等)

第4条 当事業で、空き家等情報登録をする所有者等は、「空き家バンク登録(変更)申込書(様式第1号)」を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、別に定める「空き家等情報登録台帳(様式第2号)」(第6条見出しを除き、以下「登録台帳」という。)に登録しなければならない。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該所有者等へ通知するものとする。

4 町長は、必要に応じて当該空き家等を調査することができる。

5 情報登録申込者は、前項の調査に協力しなければならない。

6 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、当事業による登録が適当と認めるものは、当該所有者等に対して当事業による登録を勧めることができるものとする。

(空き家等に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた者(以下「登録者」という。)

は、当該情報登録事項に変更があったときは、新たに登録内容の変更内容を記載した「空き家バンク登録(変更)申込書(様式第1号)」を遅滞なく町長に届けなければならない。

(「空き家等情報登録台帳」の登録抹消)

第6条 町長は、登録された空き家等が、次のいずれかに該当するときは、「登録台帳」から登録情報を抹消するとともに、その旨を当該登録者に通知するものとする。

(1) 登録者から登録の取消しの申出があったとき。

(2) 空き家等に係る所有権その他権利に異動があったとき。

(3) 登録された日から起算して2年を経過したとき。ただし、改めて再登録した場合は、この限りではない。

(4) 申込み内容を故意に偽って登録したことが判明したとき。

(5) その他町長が適当でないとしたとき。

(情報提供等)

第7条 町長は、「登録台帳」に登録された情報を必要に応じてホームページ等の情報通信媒体を介して、周知するものとする。

2 町長は、登録された情報の一部又は全部について、不正、偽りその他情報を提供することが不適切と認めるときは、提供した情報の一部又は全部を直ちに削除しなければならない。

(利用申込み等)

第8条 「登録台帳」に登録された空き家等の情報を利用する利用希望者は、「空き家バンク利用(変更)申込書(様式第3号)」を町長へ提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込書が提出されたときは、その内容について審査し、適当であると認めるときは、「空き家等情報利用希望者台帳(様式第4号)(第10条見出しを除き、以下「利用希望者台帳」という。)」に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を利用希望者に通知するものとする。

(空き家等情報利用希望登録者に係る登録事項の変更の届出)

第9条 前条第2項の規定による登録を受けた利用希望者(以下「利用希望登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出により登録事項の変更をしたときは、その旨を当該利用希望登録者に通知するものとする。

(「空き家等情報利用希望者台帳」の登録抹消)

第10条 町長は、利用希望登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消するとともに、その旨を当該利用希望登録者に通知するものとする。

- (1) 利用希望者から登録の取消しの申出があったとき。
- (2) 空き家等情報を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用希望者台帳に登録後、2年を経過したとき（登録の更新があったときを除く）。
- (5) 前各号に掲げるときのほか、町長が適当でないと認められたとき。

(報告)

第11条 当事業における賃貸及び売買契約が成立した所有者等は、その結果を町長に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 第4条第2項及び第8条第2の規定における個人情報の取扱いについては、知名町個人情報保護条例（平成17年知名町条例第10号）に定めるところによる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。